

## その他過去問

[H14-39-3]願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められた場合には、その補正がされなかった当該意匠登録出願について意匠登録がされたものとみなされる。

×

## 第10条（関連意匠）

- 1 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第15条第1項において準用する特許法第43条第1項、第43条の2第1項又は第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあっては、最初の出願若しくは1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムでされた工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であって、当該本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前である場合に限り、第9条第1項又は第2項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。
- 2 第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第3条の2ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第14条第1項の規定により秘密にすることを請求したときは、第20条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。
- 4 第1項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。
- 5 前項の場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。
- 6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第1項及び第4項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 7 関連意匠の意匠登録出願があった場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であったときは、これらの意匠については、第9条第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 8 前項に規定する場合において、第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第1項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなす。

▼これボン意 10 条▲

- これボン 1 関連意匠は 9 条の例外規定→関連意匠間でも 9 条の適用なし
- これボン 2 関連意匠の設定登録時まで本意匠が存在している必要あり
- これボン 3 通常実施権が許諾されていても関連意匠登録可能
- これボン 4 関連意匠は 3 条の適用について拒絶にならない場合がある
- これボン 5 物品の欄は同一である必要なし→類似する物品でも可
- これボン 6 関連意匠は基礎意匠の出願から 10 年まで出願可能
- これボン 7 組物意匠間でも関連意匠登録出願可能
- これボン 8 本意匠以外の意匠（例えば基礎意匠）と関連意匠とは非類似であっても OK
- これボン 9 出願人同一の場合は 3 条の 2 の適用はない
- これボン 10 同日出願の場合は何れの意匠を本意匠としてもよい
- これボン 11 後願の意匠登録出願は本意匠にはできない
- これボン 12 変更出願・分割出願は出願日を遡求させて考える。優先権も 10 条については優先日に出願日が遡求する
- これボン 13 本意匠は関連意匠に必ず類似する。非類似意匠は本意匠にすることはできない

これボン 1 関連意匠は 9 条の例外規定→関連意匠間でも 9 条の適用なし

[H27-58-ニ] 甲が意匠イについて意匠登録出願を行った後、互いに類似する意匠ロ、ハについてイを本意匠とする関連意匠登録出願を行った。互いに類似するロ、ハ相互について意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定が適用されることはない。【★★】

○：関連意匠どうしは 9 条の適用なし

[H23-06-ニ] 本意匠の意匠登録出願の出願後、その本意匠の意匠公報の発行の日前に、同一の者が同日に複数出願した関連意匠の意匠登録出願は、当該関連意匠に係る意匠が相互に類似している場合、意匠法第 9 条第 2 項の協議の対象となる。

×：関連意匠間には適用しない

これボン 2 関連意匠の設定登録時まで本意匠が存在している必要あり

[R04-意06-2] 甲は、パリ条約の同盟国の X 国へ令和 4 年 1 月 10 日に、意匠イについて正規かつ最先の意匠登録出願 P をした。次に、甲は、令和 4 年 5 月 10 日に、出願 P に基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠イに係る意匠登録出願 A をし、意匠イに係る意匠権が設定の登録により発生した。甲は、令和 7 年 10 月 10 日に、意匠イに類似する意匠ハについて意匠登録出願 C をした。しかし、出願 C をした時点で意匠イの意匠権が放棄されていた。この場合、出願 C に係る意匠ハは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。

○：本意匠イが放棄されている

[R03-意06-1] 甲は、意匠イについて意匠登録出願 A をし、意匠権の設定登録がされた。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロについて、出願 A の意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願 B をした。甲が、意匠登録出願 A の意匠権を、意匠登録出願 B の出願後であって意匠登録をすべき旨の査定を受ける前に放棄した場合、出願 B に係る意匠ロは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録される場合はない。

○：本意匠の意匠権が放棄されている

[R02-意06-4] 甲の意匠イについての意匠登録出願 a に係る本意匠（基礎意匠でもある）の意匠権 A、意匠イに類似する意匠ロについての意匠登録出願 b に係る関連意匠の意匠権 B がある場合において、意匠イに係る意匠登録出願 a から 5 年を経過した時に、甲が意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願 c をした。意匠権 B が発生した後に、意匠権 A が登録料を追納できる期間内に納付しなかったことにより消滅した。意匠権 B は有効に存続している場合、意匠ハに係る意匠登録出願 c は、意匠権 B に係る意匠ロを本意匠として意匠登録を受けることができる。

○：本意匠の権利が存続していることは重要だが、基礎意匠は存続していなくてもよい

これポン 3 通常実施権が許諾されていても関連意匠登録可能

[R02-意06-3] 甲の意匠イについての意匠登録出願 a に係る本意匠（基礎意匠でもある）の意匠権 A、意匠イに類似する意匠ロについての意匠登録出願 b に係る関連意匠の意匠権 B がある場合において、意匠イに係る意匠登録出願 a から 5 年を経過した時に、甲が意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願 c をした。甲が意匠権 A 及び意匠権 B について乙に通常実施権を許諾した場合であっても、意匠ハに係る意匠登録出願 c は、意匠権 B に係る意匠ロを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。

○：通常実施権が許諾されていても制限はなし

[H28-意06-5] 甲は平成27年5月12日に意匠イに係る意匠登録出願 A をし、平成28年1月4日に設定登録を受けた。甲は、平成27年12月22日に意匠イに類似する意匠ロについて、意匠イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願 B をした。意匠イに係る意匠権について通常実施権が許諾されているとき、甲は意匠ロについて意匠登録を受けることができない。

×：制限があるのは専用実施権のとき

[H22-42-ハ] 本意匠の意匠権について通常実施権を許諾したときは、当該本意匠に係る関連意匠について意匠登録を受けることができない。

×：制限がかかるのは専用実施権があるとき

これポン 4 関連意匠は 3 条の適用について拒絶にならない場合がある

[R03-意06-3] 甲は、意匠イについて意匠登録出願 A をし、意匠権の設定登録がされた。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロについて、出願 A の意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願 B をした。意匠登録出願 A の出願後であって、意匠登録出願 B の出願前に、甲が意匠ハに係る物品を製造・販売し、意匠ハは公知となった。意匠ハが意匠ロと類似する場合、出願 B は新規性の喪失の例外の規定の適用を受けなくても、意匠ロは意匠登録される場合がある。

○：本意匠イとハとが類似すれば新喪例を使わずとも登録を受けられる

[H29追-意03-2] 甲は、自ら創作した意匠イを平成28年4月15日に見本市に出品し、同年8月20日に意匠イについて見本市での公開についての証明書を添付して意匠法第4条第2項の規定の適用を受ける意匠登録出願 A をした。また、甲は、出願 A の出願後、意匠公報発行前に、意匠イと類似する自ら創作した意匠ロについて意匠登録出願 B をした。このとき、甲は、出願 B における意匠イについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続をしていなくとも、意匠ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。

○：関連意匠として出願することで意匠ロについては3条の適用なし

[H29-意06-4] 甲は意匠イを創作し、意匠イについて日本国を指定締約国を含む国際出願をし、当該国際出願は国際登録後、国際公表された。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロを創作し、意匠ロについて、当該国際出願に基づく国際意匠登録出願Aの意匠イが日本国の意匠公報に掲載される前に、国際意匠登録出願Aを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。この場合、出願Bは、意匠イ以外に類似する意匠が存在しなければ、類似関係理由として拒絶される場合はない。【★★】

[H27-58-ロ] 甲は自ら創作した意匠イについて意匠登録出願Aを行った日後、甲の意思でカタログに掲載してイを公知にした。その後、甲がイに類似する意匠ロを創作し、当該意匠ロについてイを本意匠とする関連意匠登録出願Bを行った。この場合、上記関連意匠登録出願Bは、新規性喪失の例外の規定の適用を受けなくても、意匠登録を受けることができる。

[H26-07-ハ] 甲が、パリ条約の同盟国Xに意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受け、X国の公報が発行された。その後、甲がイについて、日本国に、Aに基づくパリ条約による優先権の主張をして意匠登録出願をすると共に、イに類似する意匠ロについて関連意匠の意匠登録出願をした。このとき、ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。【★★】

[H20-39-ロ] 甲は、自ら創作した意匠イを刊行物に記載して公表し、その1ヶ月後にイについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための適法な手続をして意匠登録出願Aをし、Aと同日にイと類似する自ら創作した意匠ロについて意匠登録出願Bをした。このとき、甲は、イについて同項の規定の適用を受けるための手続をしていなくても、ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。【★】

これポン5 物品の欄は同一である必要なし→類似する物品でも可

[H26-15-イ] 関連意匠として意匠登録を受けようとする場合、願書の「意匠に係る物品」の欄には、その本意匠の意匠に係る物品の区分と同一の物品の区分を記載しなければならない。

[H24-58-ハ] 関連意匠として意匠登録を受けようとする場合、願書の「意匠に係る物品」の欄には、本意匠の意匠に係る物品と同一の物品を記載しなければならない。

[H17-24-4改] 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に異なる物品を記載することができる場合はない。

○：登録を受けられる。関連意匠として出願すると国際公表で新規性喪失せず。

○：意10条2項。関連意匠のためイの新規性は審査の対象とはならない

○：ロは関連意匠であり3条の適用は関係ない

○：ロをイの関連意匠として出願していれば新喪例の適用は不要

×：意匠が類似している必要はあるが、物品が同一でなくても良い

×：類似するものでも可能

×：類似していれば良い

これポン6 関連意匠は基礎意匠の出願から10年まで出願可能

[R04-意06-1]甲は、パリ条約の同盟国のX国へ令和4年1月10日に、意匠Iについて正規かつ最先の意匠登録出願Pをした。次に、甲は、令和4年5月10日に、出願Pに基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠Iに係る意匠登録出願Aをし、意匠Iに係る意匠権が設定の登録により発生した。甲は、令和14年4月10日に、意匠Iに類似する意匠Qについて意匠登録出願Bをした。この場合、出願Bに係る意匠Qは、意匠Iを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。**【★★】**

×：優先日を伴う場合10条では優先日が出願日となる

[H22-42-ロ]パリ条約による優先権の主張を伴う出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠について意匠登録を受けるためには、その関連意匠に係る出願が、パリ条約による優先権の主張の基礎となった出願の日以後であって、本意匠の出願が掲載された意匠公報（秘密とされていた登録意匠が秘密でなくなった場合に掲載されるものを除く。）の発行の日前になされている必要がある。

×：基礎意匠（本意匠）の出願日から10年以内であればOK

[H20-24-イ]甲は、自ら創作した意匠Iについて、秘密にすることを請求した意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた後に、Iに類似する自ら創作した意匠Qについて、Iを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bをした。このとき、BがAの秘密請求期間経過後の意匠公報の発行の日前になされたときでも、甲は、意匠登録出願Aとの関係でQについて意匠登録を受けることができない場合がある。**【★】**

×：Aの出願から10年以内であれば、Aとの関係では拒絶にはならない

これポン7 組物意匠間でも関連意匠登録出願可能

[H27-12-ホ]組物の意匠Iについて意匠登録出願をした場合、Iに類似する組物の意匠Qについて、Iを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願をし、他の登録要件を満たすことを条件に意匠登録を受けることができる。

○：組物でもOK

[H17-05-1]複数の組物の意匠について、その一の組物の意匠を本意匠とし、他の組物の意匠を関連意匠として、意匠登録出願することができる場合はない。

×

これポン8 本意匠以外の意匠（例えば基礎意匠）と関連意匠とは非類似であってもOK

[R04-意06-4]甲は、パリ条約の同盟国のX国へ令和4年1月10日に、意匠Iについて正規かつ最先の意匠登録出願Pをした。次に、甲は、令和4年5月10日に、出願Pに基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠Iに係る意匠登録出願Aをし、意匠Iに係る意匠権が設定の登録により発生した。甲は、意匠Iと類似する意匠へについて意匠登録出願Eをし、出願Eに係る意匠へは意匠Iを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けている。その後、甲は、令和10年5月10日に、意匠トについて意匠登録出願Fをした。なお、意匠トは意匠へと類似するが、意匠Iとは非類似である。この場合、出願Fに係る意匠トは、意匠へを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。

○：Iと非類似であってもOK（本意匠であるへと類似している）

[R02-意06-1] 甲の意匠イについての意匠登録出願aに係る本意匠（基礎意匠でもある）の意匠権A、意匠イに類似する意匠ロについての意匠登録出願bに係る関連意匠の意匠権Bがある場合において、意匠イに係る意匠登録出願aから5年を経過した時に、甲が意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願cをした場合、意匠ハが意匠イとは非類似の場合であっても、意匠ハに係る意匠登録出願cは、意匠ロを本意匠とした関連意匠として意匠登録を受けることができる。

なお、意匠ロに係る意匠権Bは存続しているものとする。

○：基礎意匠とは非類似であってもよい。本意匠とは類似であって、時期的要件等を満たせばOK

### これポン9 出願人同一の場合は3条の2の適用はない

[R03-意06-4] 甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠権の設定登録がされた。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロについて、出願Aの意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、甲の意匠ハに係る意匠登録出願Cがあった。意匠ハの一部と意匠ロが類似し、意匠ハと意匠イは非類似で、意匠ハと意匠ロも非類似である。出願Cは、秘密意匠についてのものであり、意匠権の設定登録がされ、出願Cについての意匠法第20条第3項に規定される公報（ただし、第4号に掲げる事項の掲載を除く。）が発行された。その後、出願Bが出願され、さらに後日、出願Cについて、同法第20条第3項第4号に掲げる事項が掲載される公報が発行された。この場合、出願Bは、出願Cを理由として同法第3条の2の規定で拒絶されることはない。なお、出願Bに他の拒絶理由はない。

○：10条3項。出願人同一のため3条の2の適用はない

[R02-意06-2] 甲の意匠イについての意匠登録出願aに係る本意匠（基礎意匠でもある）の意匠権A、意匠イに類似する意匠ロについての意匠登録出願bに係る関連意匠の意匠権Bがある場合において、意匠イに係る意匠登録出願aから5年を経過した時に、甲が意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願cをした。

また、甲の意匠登録出願dに係る意匠ニが、秘密意匠として登録され、甲の意匠登録出願cの出願日の前に、意匠権の設定登録があったときに発行される意匠公報が発行された。意匠登録出願cは、意匠登録出願bに係る意匠ロを本意匠とする関連意匠の出願である。意匠登録出願cの後に、秘密意匠ニについて秘密にすることを請求した期間の経過後に発行される意匠公報が発行された。意匠ハが、意匠ニとは類似しないが意匠ニの一部と類似している場合、意匠ハに係る意匠登録出願cは、意匠ニに係る意匠登録出願dが意匠法第3条の2の他の意匠登録出願であることを理由として拒絶されることはない。【★★★】

○：本問の出願人は全て甲。3条の2は関連意匠では適用なし

### これポン10 同日出願の場合は何れの意匠を本意匠としてもよい

[H28-意06-2] 甲が平成27年1月8日に行った意匠登録出願Aには、相互に類似する意匠イ及び意匠ロが含まれていた。甲は平成27年3月4日に出願分割手続により、意匠ロに係る意匠登録出願Bを行い、同時に意匠登録出願Aから意匠ロを削除する手続補正を行った。この場合、意匠ロを本意匠、意匠イを関連意匠として意匠登録を受けることはできない。

×：同日出願となり可能

[H28-意06-3] 甲は、意匠イ、意匠ロ及び意匠ハを本意匠とする関連意匠ハについて、それぞれ同日に意匠登録出願をした。意匠イと意匠ハは相互に類似し、意匠ロと意匠ハは相互に類似するが、意匠イと意匠ロは類似しない。この場合において、意匠イは、関連意匠ハにのみ類似する意匠であっても、意匠登録を受けることができる場合がある。

○：ハを本意匠とする。同日出願であればどれを本意匠にしてもよい。

これポン11 後願の意匠登録出願は本意匠にはできない

[R04-意07-3] 甲が意匠イについて意匠登録出願Aをし、その後に乙が意匠イとは非類似の意匠ロについて、意匠登録出願Bをした。甲は出願Bの後に意匠イ及び意匠ロの両方に類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをした。出願A、Bが共に登録される場合、出願Cに係る意匠ハは、出願Aに係る意匠イを本意匠とした関連意匠として登録される。【★】

×：この場合Cを本意匠とする必要があるがCはBの後願であり本意匠にできず

[H28-意06-1] 甲は平成27年6月1日に、意匠イについて日本国を指定締約国とする国際出願を行った。この国際出願は、出願と同日に国際登録され、平成27年12月1日に国際公表され、国際意匠登録出願Aとして特許庁に係属した。甲が平成27年10月1日に意匠イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをしていた場合、意匠ロを本意匠、意匠イを関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。【★★★】

×：Aの出願日は国際登録日となるH27/6/1。Bの出願日はH27/10/1。ロのBは後願となり本意匠にはできない

[H27-58-ハ] 甲は、企画段階で創作された意匠イについて意匠登録出願Aを行った日後、イに類似する意匠ロと、イには類似しないがロに類似する意匠ハとを創作した。これらの意匠のうち、ロが製品化されることとなった。甲はイだけでなくロ、ハについても意匠登録を受けることを希望している。このとき、甲は、Aを維持しつつ、ロ、ハについて出願する際に、出願Aに係るイと、ハとを、ロを本意匠とする関連意匠にしてイ、ロ及びハについて意匠登録を受けることができる場合がある。

×：ロはイの後願であるため本意匠にすることはできない

これポン12 変更出願・分割出願は出願日を遡らせて考える。優先権も10条については優先日に  
出願日が遡る

[R04-意06-5] 甲は、パリ条約の同盟国のX国へ令和4年1月10日に、意匠イについて正規かつ最先の意匠登録出願Pをした。次に、甲は、令和4年5月10日に、出願Pに基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠イに係る意匠権が設定の登録により発生した。甲が令和12年5月10日にした特許出願に、意匠イと類似する意匠チが記載されていた。甲は、令和16年5月10日に、この特許出願を適法に変更して、意匠チについての意匠登録出願Gとした。この場合、出願Gに係る意匠チは、出願Aに係る意匠イを本意匠とする関連意匠として登録を受けることができる。【★】

○：出願Aは優先日である令和4年1月10日が出願日。出願Gは、令和12年5月10日が出願日。

[H30-意07-2] 甲は、平成28年4月1日に、「コーヒーメーカー」についての特許出願Aをした。この特許出願Aは平成29年10月2日出願公開された。この公開公報には願書に最初に添付した明細書及び図面において意匠イ、意匠ロが明瞭に記載されていた。意匠イと意匠ロとは類似している。

甲は、意匠登録もしたいと考え、平成29年3月1日出願Aを適法な手続をして出願の分割をして特許出願Bをし、同日に特許出願Bを意匠登録出願Cに適法な手続をして出願の変更をした。意匠登録出願Cには、物品「コーヒーメーカー」に係る意匠イと意匠ロが含まれていた。その後平成29年5月1日に、出願Cにおける意匠ロを適法な手続をして出願の分割をして意匠登録出願Dをした。

甲は、意匠イと意匠ロの双方に類似する意匠ニについて、平成29年2月1日に意匠登録出願Fをした。出願Cに係る意匠イ、出願Dに係る意匠ロ、出願Fに係る意匠ニの全てが登録される場合、意匠イと意匠ロは、それぞれ意匠ニを本意匠とする関連意匠として登録される。

[H28-意06-4] 甲は平成26年1月8日に特許出願Aをし、平成27年7月16日に公開特許公報が発行された。特許出願Aの明細書及び図面には、意匠イが明瞭に記載されていた。甲は、平成27年1月5日に意匠イに類似する意匠ロに係る意匠登録出願をした後、平成28年1月25日に特許出願Aを出願変更して意匠イに係る意匠登録出願をした。この場合、甲が意匠イを本意匠、意匠ロを関連意匠として、意匠登録を受けることはできない。

[H18-34-5] 甲が、独自にした発明について特許出願Aをし、その後Aを意匠イについての意匠登録出願Bに変更した。甲は、イと類似する、独自に創作した意匠ロについて、Aの出願日と同日に意匠登録出願Cをし、意匠登録を受けていた。このとき甲は、イについて意匠登録を受けることができる場合がある。【★★】

[H18-43-ホ] 甲が、意匠イについての意匠登録出願Aと、意匠ロについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bを行う場合において、A及びBがパリ条約による優先権の主張を伴うものであるときは、出願日が同日であるか否かは第一国の出願日を基準として判断される。【★】

[H17-45-ホ] 意匠イについてパリ条約による優先権の主張を伴う意匠登録出願Aをする者は、Aの優先日の後に創作した、イに類似する意匠ロについて、イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願BをAと同日にすれば、ロについて関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。

[H14-55-5] 甲は、特許出願Aをした日から8月を経過した後、意匠イに係る意匠登録出願Bをし、イについて意匠登録を受けた。その後、甲がAを意匠ロについての意匠登録出願Cに変更した場合において、ロがイにのみ類似するときでも、甲は、ロについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録を受けることはできない。【★★】

×：Cは変更+分割で出願日はA(H28/4/1)。DはCを分割しているため出願日はA(H28/4/1)。F(H29/2/1)の前に両方出願されている。

×：イはAの出願変更のため出願日はH26/1/8。ロの出願日はH27/1/5。イが先願となり可能

○：関連意匠を利用。変更出願によりAとCとは同日出願

○：出願日が優先日に遡求する

○：Aの出願日は優先日で先の出願となる

○：Cは出願日がAの時点に遡及し、Bの方が出願日が後になってしまう。



これポン13 本意匠は関連意匠に必ず類似する。非類似意匠は本意匠にすることはできない

[H27-58-イ]甲が意匠イについて意匠登録出願を行った後、イに類似する意匠ロと、ロに類似する意匠ハについて、イを本意匠とする関連意匠登録出願を行った。ハはイを本意匠とする関連意匠として登録が認められない場合がある。

○：ハとイとが類似しない場合。関連意匠は本意匠に類似する必要あり。

[H23-06-ハ]本意匠の意匠登録出願の出願後、その本意匠の意匠公報の発行の日前に、同一の者が出願した本意匠に類似する意匠は、関連意匠として意匠登録を受けることができる。

○

[H20-24-ホ]甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、Aの出願の日後に、イに類似する意匠ロについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bをし、イとロについて意匠登録を受けた。このとき、甲が、Bの出願の日後に、イとロに類似する意匠ハについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Cをしたとき、甲は、ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。

○：関連意匠として出願する。本意匠に類似していればよい。

[H19-25-1]甲が、自ら創作した類似しない意匠イとロについて、同日に意匠登録出願をして意匠登録を受けた場合において、その出願の日後、意匠イとロのいずれにも類似する意匠ハについて、意匠イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願をしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。

×：イロは非類似のため通常出願。ロに類似するが、ロを本意匠にはできない（本来はハを先に出願し本意匠とする）

[H19-25-3改]甲が、自ら創作した意匠イについて意匠登録出願Aをし、Aの出願の日後に、意匠イに類似する自ら創作した意匠ロについて意匠登録出願Bをし、意匠イとロについて意匠登録を受けた場合において、Bの出願の日後に、意匠ロにのみ類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。【★★★】

○：改正法で改題。関連意匠は本意匠に類似していればよい（ロを本意匠とする。この場合イが基礎意匠）

[H16-20-イ]甲が意匠イについての意匠登録出願Aと同日に、意匠ロ及びハについて、イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願B及びCをした場合において、ハがロにのみ類似するときは、甲はハについてイを本意匠として意匠登録を受けることができない。

○：イとハとが類似していなければ本意匠にはできない（ロを本意匠には可能な場合あり）

[H15-24-ニ]類似の意匠について異なった日に2以上の意匠登録出願があったときは、それらの出願が同一出願人の場合には、後願の意匠は先願に係る意匠を本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。

○：問題文通り

その他過去問

[R04-意06-3] 甲は、パリ条約の同盟国のX国へ令和4年1月10日に、意匠イについて正規かつ最先の意匠登録出願Pをした。次に、甲は、令和4年5月10日に、出願Pに基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠イに係る意匠権が設定の登録により発生した。甲は、令和7年5月10日に、意匠イと類似する意匠ニについて意匠登録出願Dをした。また、甲は令和5年5月10日に意匠ホを公知にしていた。なお、意匠ホは意匠ニと類似するが、意匠イとは非類似である。この場合、出願Dに係る意匠ニは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。【★】

[R03-意06-2] 甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠権の設定登録がされた。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロについて、出願Aの意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、他人乙が、意匠ハに係る意匠登録出願Cをした。意匠ハは、意匠ロと類似するが、意匠イとは非類似である。この場合、出願Bは、出願Cを理由に拒絶されない。なお、出願Cは拒絶理由がなく意匠権の設定登録がされるものとする。

[R02-意06-5] 甲の意匠イについての意匠登録出願aに係る本意匠（基礎意匠でもある）の意匠権A、意匠イに類似する意匠ロについての意匠登録出願bに係る関連意匠の意匠権Bがある場合において、意匠イに係る意匠登録出願aから5年を経過した時に、甲が意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願cをした。意匠登録出願bの出願後であって、意匠登録出願cの出願前に、甲は意匠ハと類似する意匠ホを実施していた。このとき、意匠登録出願cの本意匠である意匠登録出願bに係る意匠ロと意匠ホとが同一の場合に限り、意匠登録出願cの審査において、意匠ホの実施は意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなされる。

[H29-意07-4] 本意匠とその関連意匠が登録されているとき、本意匠と他の意匠との類否判断にあたり、関連意匠を参酌できる。【★★】

[H19-25-2] 甲が、自ら創作した類似する意匠イとロについて、同日に意匠登録出願をして意匠登録を受けた場合において、その出願の日後、意匠イとロのいずれにも類似する意匠ハについて、意匠イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願をしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合はない。

[H19-25-4] 自己の登録意匠イに係る意匠権に専用実施権が設定された場合、その後、意匠イに類似する意匠ロについて関連意匠の意匠登録を受けることができる場合はない。【★★】

○：ホがイと類似する意匠であれば登録を受けられるが、非類似であるため3条の適用除外は受けられない

×：出願Cは乙の意匠であり、出願人が相違する。したがって、10条の適用は受けられない

×：意匠ロと意匠ホとが「同一の場合に限り」ではなく、「同一又は類似」の場合である

○：参酌可能

×：イロが関連意匠制度を受けている

×：査定時まで専用実施権が消滅

[H19-57-4] 甲は、自ら創作した意匠イについて意匠登録出願Aをし、6月後に意匠登録を受けた。Aの出願の日から3月後に、乙が、特許出願Bをし、その後Bを意匠登録出願Cに変更した場合、Cに係る意匠ロが意匠イに類似するとき、乙が意匠ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。

【★★★】

[H15-02-1] 同日に意匠登録出願された2つの意匠が相互に類似している場合、他に拒絶の理由がないときは、2つの意匠登録出願は、常に意匠法第9条第2項（先願）の協議の対象となる。

[H15-32-ニ] 本意匠イと、その関連意匠ロについて意匠登録を受けた場合において、イには類似しないが、ロにのみ類似する意匠ハが実施されたときは、当該意匠権者はハを実施する者に対して、ロの意匠権の侵害であることを理由とする侵害訴訟を提起することができない。

[H14-55-1] 甲が意匠イについての意匠登録出願Aと同日に、イに類似する意匠ロについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bをした場合、Aにのみ拒絶の理由があるときは、その後、Bを通常の意匠登録出願にしたときでも、甲は、Aの審査係属中にロについて意匠登録を受けることができる場合はない。【★★★】

[H14-55-3] 甲が同日に意匠登録出願をした自己の意匠イ、ロ、ハがあり、イとロは類似し、ロとハは類似していないときに、イ、ロ、ハのすべてについて意匠登録を受ける場合、イとハも類似しなければ、イについて関連意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。

○：イについて乙に名義変更+関連意匠を利用

×：関連意匠利用

×：関連意匠であるロも独自の効力を持つ

×：イを関連意匠の意匠登録出願にする。本意匠は先に登録される。

○：イとロとは関連意匠。ハはイロに非類似なので別に登録

### 第10条の2（意匠登録出願の分割）

- 1 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、2以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は2以上の新たな意匠登録出願とすることができる。
- 2 前項の規定による意匠登録出願の分割があったときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第4条第3項並びに第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項（これらの規定を第15条第1項において準用する同法第43条の2第2項（第15条第1項において準用する同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。
- 3 第1項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であって、新たな意匠登録出願について第4条第3項又は第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項（これらの規定を第15条第1項において準用する第43条の2第2項（第15条第1項において準用する同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

### ▼これボン意10条の2▲

- これボン1 適法な出願からは分割出願不可→7条違反、8条違反の場合は分割可能  
 これボン2 拒絶査定不服審判の審決取消訴訟係属中は分割不可→補正の時期=分割の時期  
 これボン3 もとの出願で提出した書類は分割出願でも有効 ただし秘密請求は別  
 これボン4 参考図からは分割不可